

# 越前おおの伝統的民家普及促進事業の概要

## 助成の対象

伝統的民家（農家型住宅または町家型住宅）の新築・改修を行う場合に、外観工事費の一部を助成します。

## ■ 助成の制限

- ・ 伝統的民家とは、市が定める基準を満たす住宅（店舗併用住宅を含む）または福井の歴史的建造物保存促進事業審査委員会が認めたものとする。
- ・ 施工者は、大野市内に住所または主たる事業所を有する者とする。
- ・ 新築の場合、県産材を全体の2分の1以上または20立方メートル以上使用すること。
- ・ 補助額の合計が予算の範囲を超える場合、要件を満たす者から対象者を選定する。
- ・ 屋根のみの改修は、助成の対象としない。
- ・ 補助金の交付は、同一敷地内で1回に限る。
- ・ 補助対象者は、工事完了後、10年間は保守および管理に務めるものとする。
- ・ 大野市都市再生整備計画に掲げる「越前おおの城下町地区」は、対象地区に含めないものとする。

## 農家型住宅の例

在来工法による木造2階建て（小屋裏3階建てを含む）とし、地域の伝統的技術や技能に配慮したものの外観は、終戦前（1945年以前）の地域の伝統的民家の意匠を基調としたものとする



# 助成額

助成対象	種別	助成額
町家型住宅 農家型住宅	新築	外観工事費の1/2 限度額100万円
	改修	外観工事費の1/2 限度額200万円

※ 角地における町家型住宅については、限度額を1.25倍とする

# 助成手続きの流れ



提出書類	添付書類
①希望調書(様式1)	●位置図 ●立面図または完成予想図(着色) ●現況写真 ●仕上表等(行為の内容を記載したもの)
②事前協議書(様式3)	●位置図 ●配置図 ●立面図(着色) ●現況写真 ●仕上表等(行為の内容を記載したもの) ●見積書(外観に係る経費が明らかなもの)
③交付申請書(様式4)	●位置図 ●配置図 ●立面図(着色) ●現況写真 ●仕上表等(行為の内容を記載したもの) ●見積書(外観に係る経費が明らかなもの) ●大野市納税証明書
④完了実績報告書(様式8)	●工事代金支払領収書の写し(外観に係る部分が明らかなもの) ●工事監理報告書(建築士法第20条第3項に準じた様式) ●建築基準法第7条第5項による検査済証の写し(検査を受けた場合) ●工事写真 ●交付決定通知書の写し
⑤交付請求書(様式10)	